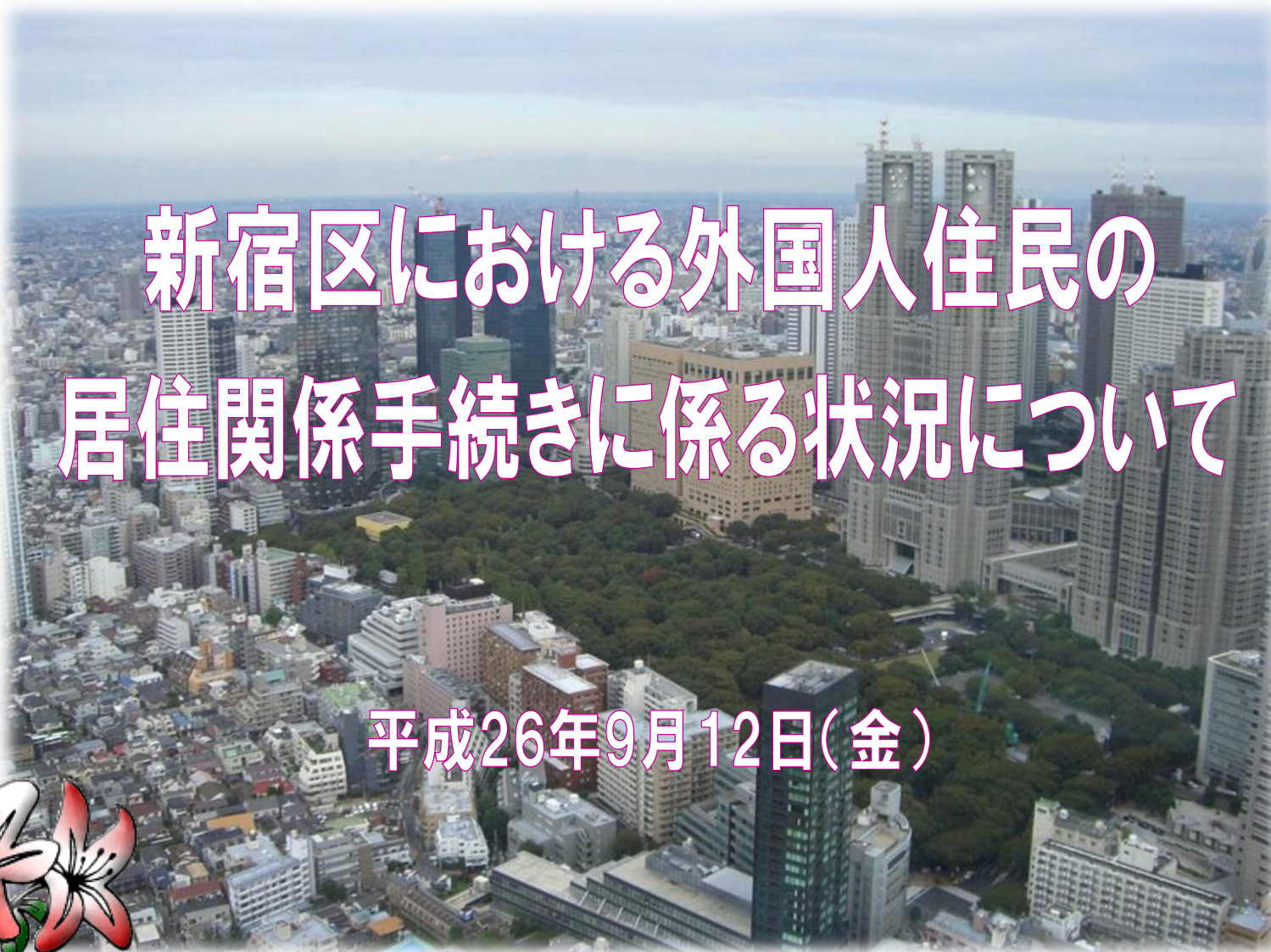




新宿区における外国人住民の 居住関係手続きに係る状況について

平成26年9月12日(金)





新宿区は、外国人住民が全国で一番多く暮らす自治体で、全区民の10%を超えています。

地域別	住民記録人口 総数 (人)	日本人住民人口		外国人住民人口	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
全 国 平成26年1月1日現在	128,438,348	126,434,964	98.4	2,003,384	1.6
東京都 平成26年7月1日現在	全体 13,271,006	12,866,298	97.0	404,708	3.0
	区部 9,077,177	8,737,546	96.3	339,631	3.7
	市部 4,107,950	4,043,771	98.4	64,179	1.6
	他 85,879	84,981	99.0	898	1.0
新宿区 平成26年8月1日現在	326,868	291,594	89.2	35,274	10.8

※ 出典:「全国」は総務省統計「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」から(平成26年1月1日現在)、「東京都」は東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」から(平成26年7月1日現在)、「新宿区」は新宿区の統計「住民基本台帳人口町丁別世帯数及び男女別人口」から(平成26年8月1日現在)

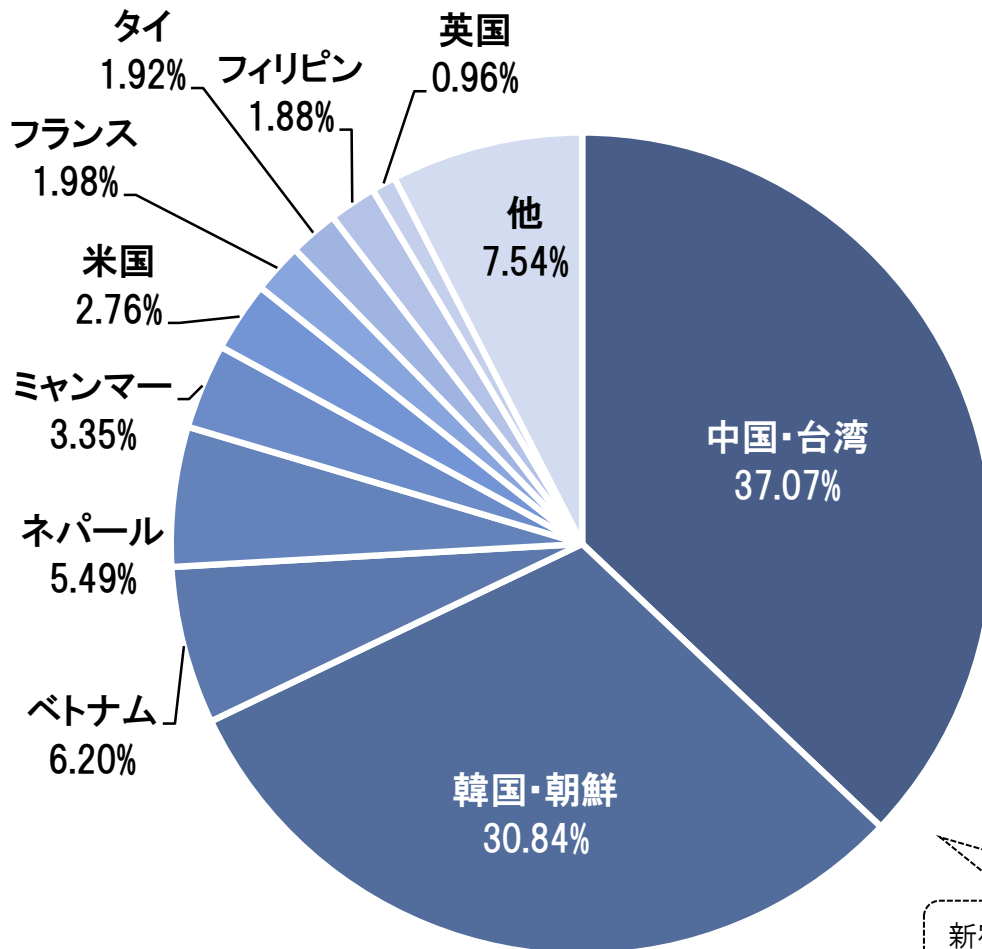
※ 各統計は、最新の数値を掲載しています

国籍・地域別の人数

平成24年8月、中国・台湾は韓国・朝鮮を上回り、首位となりました。

また、ベトナムは、平成25年7月には千人を超え、同年11月には第3位の人数となり、現在は平成23年10月の10倍になるなど急増しています。

一方、フランスは、平成21年の第3位から徐々に順位を下げています。



新宿区

平成26年8月1日現在(人)

1中国・台湾	13,075
2韓国・朝鮮	10,878
3ベトナム	2,187
4ネパール	1,937
5ミャンマー	1,183
6米国	974
7フランス	699
8タイ	679
9フィリピン	663
10英国	338
他	2,661
合計	35,274

全国の国籍・地域別の人数

平成25年末現在 (人)

1中国	648,980
2韓国・朝鮮	519,737
3フィリピン	209,137
4ブラジル	181,268
5ベトナム	72,238
6米国	49,979
7ペルー	48,580
8タイ	41,204
9台湾	33,322
10ネパール	31,531
他	230,469
合計	2,066,445

出典：法務省「平成25年末現在における在留外国人人数」

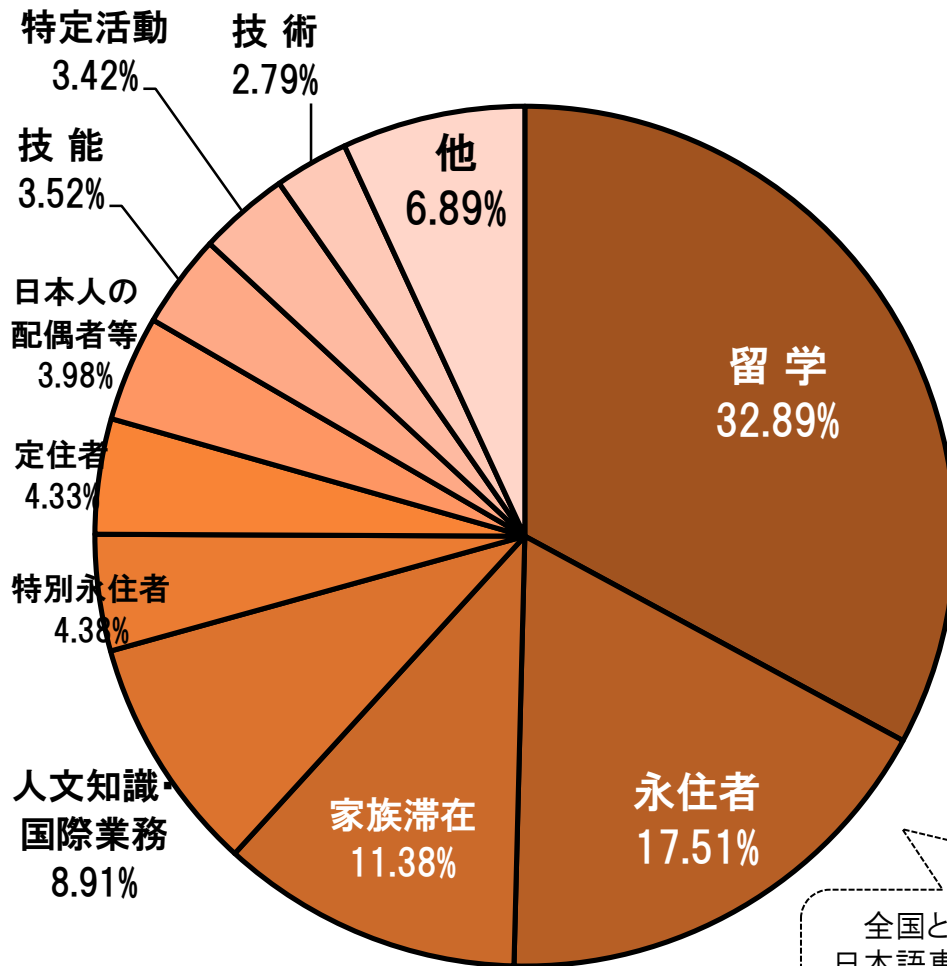
新宿区には、122の国・地域の外国人住民が暮らしています。

在留資格等別の人数

在留資格等別の多い順番については、ほぼ変化がありません。

永住者については、10年間で3倍になるなど、最も増加しています。

※特別永住者については在留資格ではありませんが、外国人住民の構成比として加えています。



新宿区

平成26年8月1日現在(人)

1留学	11,601
2永住者	6,178
3家族滞在	4,015
4人文知識・国際業務	3,143
5特別永住者	1,544
6定住者	1,529
7日本人の配偶者等	1,403
8技能	1,243
9特定活動	1,205
10技術	984
他	2,429
合計	35,274

全国の在留資格等別の人数

平成25年末現在 (人)

1永住者	655,315
2特別永住者	373,221
3留学	193,073
4定住者	160,391
5技能実習	155,206
6日本人の配偶者等	151,156
7家族滞在	122,155
8人文知識・国際業務	72,319
9技術	43,038
10技能	33,425
他	107,146
合計	2,066,445

出典：法務省「平成25年末現在における在留外国人人数」

全国と比べて、留学が占める割合が非常に高く、区内に日本語専門学校や大学が多いことも要因となっています。また、人文知識・国際業務、技能、技術などの就労に関する資格の占める割合も高くなっています。

住民制度改正(平成24年7月9日施行)における 住民基本台帳に記載されない外国人への新宿区の対応方針及び影響



1 対応方針

- (1) 「住民基本台帳」に記載されていることを要件とする行政サービスは、適用の対象外とする
(例: 印鑑登録)
- (2) 「外国人登録」をしていたが「住民基本台帳」へ移行されない外国人でも、行政サービスの適用を受けていた場合は、サービスの趣旨に基づき、それぞれのサービスごとに必要な対応を行う (例: 国民健康保険、児童手当)
- (3) 人道上の観点や区民の生命・身体に重大な影響を及ぼすことを回避するために必要なサービスについては、適用する (例: 予防接種)

2 影響

(1) 主な行政サービス

- ① 国民健康保険 (国民健康保険法)
- ② 後期高齢者医療制度 (高齢者の医療の確保に関する法律)
- ③ 介護保険 (介護保険法)
- ④ 国民年金 (国民年金法)
- ⑤ 児童手当 (児童手当法)

(2) 結果

要件確認方法が「外国人登録」から「住民基本台帳」へ変更されたが、住民票に移行されなかった外国人でも、各制度の判断により、継続して行政サービスを受けられるように措置を講じたことから、混乱なく対応できた

住民票に記載されたことによる外国人住民の手続きの変更点 1

<外国人住民のメリット>

1 手続きが簡素化された

(1) 新規入国の際、1回の手続きで済むようになった

外国人登録では、登録申請日の2週間後に再度来庁し、外国人登録証明書(カード)の受取りが必要だった
制度改正後は、転入手続きの際に、入国時に交付された在留カードを提示し、裏面に住所を記載すれば完了する

(2) 手続きにかかる時間が短縮された

外国人登録では、紙の原票に手書きで処理していた
制度改正後は、システム化されている住民記録事務に移行したため処理が速く、待ち時間が短くなった

(3) 住所以外の変更手続きが不要となった

外国人登録では、居所以外に登録事項があり、変更が生じた場合は手続きが必要だった
制度改正後は、住民基本台帳法が適用され、出生、婚姻等の届出を受理した区市町村が、住所地に変更を通知する扱いとなった

2 利便性が向上した

(1) 住民票で居住関係が証明できるようになり、また、証明書が取得しやすくなった

日本人との複数国籍世帯の場合でも、住民票だけ取得すれば世帯全員の証明ができるようになった
自動交付機、郵送請求、及び広域交付により、証明書が取得できるようになった

(2) 住民異動届が、代理人でも手続きできるようになった

(3) 住民基本台帳カードを取得することができるようになった

(4) 紙の外国人登録原票での管理ではなくなったため、新宿区では、本庁以外の特別出張所(10所)でも外国人住民の住民異動届ができるようになった

3 その他

(1) 外国人登録原票・外国人登録証明書(カード)が廃止され、写真の添付が不要になった

住民票に記載されたことによる外国人住民の手続きの変更点 2

1 新規入国時など、「家族関係を証明する書類」が必要となった

外国人登録では、最初の登録時は申請書の記載に基づき登録していたが、住民票に記載する際は、世帯主との続柄を証明する書類の提示が求められるようになった（外国人には日本国に戸籍が無く、世帯主との続柄の確認ができないことから、本国で発行する家族に関する証明書で確認する必要がある）

2 「住所」に係る規定が厳格となった（「居所」の登録から「住所」の登録へ）

原則としてホテル等の「居所」では住所として住民票に登録できない

（外国人登録では、住所は本国にあるとの考え方から、日本国内では居所としての登録であったため、ホテル等の一時滞在地でも登録することができた）

3 在留カード等へ「通称」が記載されなくなった

通称がある方は在留カード1点では通称による本人確認ができなくなった（廃止された外国人登録証明書には通称が記載されていた）

4 他自治体への転出・出国時に住民票の異動の手続きが必要となった

外国人登録では、転出及び出国時の手続きは必要無く、転入時のみ手続きすれば済んでいた

外国人住民が住民票に記載されたことによる評価

＜行政として＞

1 事務が効率化した

- 紙の外国人登録原票が廃止され、手書き処理からシステム処理に移行できた
- 転入時に転出証明書が必要になったことから、自治体間での原票のやり取りが不要となり、原票待ちや未着の状態が解消された
- 住民基本台帳ネットワークシステムが適用され、自治体間の情報連携が迅速になった
- 法務省と自治体間における通知(電子)により情報連携が強化され、正確性も確保できた
- 外国人住民と日本人の窓口を一本化できたことで、職員の集中投入が可能となり、繁忙期も機動的な窓口対応が可能となった

2 外国人住民の「住民記録」の正確性が確保できた

- 日本人との複数国籍世帯も、住民票で管理できるようになった
 - 転出・出国の手続きが定められ、適切に管理できるようになった
 - 住民基本台帳法の実態調査の対象になり、居住実態が把握しやすくなった
- 一方で、外国人特有の居住実態によるもの、例えば同室に多人数が登録や又貸しなど、また、再入国許可により出入国を繰り返す場合など、実態把握に時間を要することもある

3 外国人住民の住民異動届の窓口を増やし、サービスの向上が図れた

- システム化されている住民記録事務に移行したことで、新宿区では、本庁以外の特別出張所でも手続きができるようになった

※新宿区では、特別出張所がミニ区役所としての機能を有し、各種手続きのワンストップサービスを行っている

外国人住民が住民票に記載されたことによる評価 ＜課 題＞

外国人住民制度改正への理解、法令順守の促進のため、より一層の周知の強化が必要である

具体的には、みなし在留カードからの切替勧奨のための周知（特別永住者等）、転入・転出時における在留カード等の持参、再入国許可等を受けて一定期間出国する場合は住民基本台帳法に基づく転出届も必要であること等、周知を強化・徹底する必要がある